

諮詢第3号別紙

異議申立書（下水道使用料3）

平成25年9月17日（火）

青森市長 鹿内 博 様

異議申立人 三国谷清一

下記のとおり異議申立てをする。

記

1. 異議申立人の住所、氏名、年齢

住 所 青森市桜川4丁目8番2号  
氏 名 三国谷清一  
年 齢 64歳

2. 異議申立てに係る処分

貴職の平成25年9月13日付け平成25年度下水道使用料督促状による処分。

3. 異議申立てに係る処分があつたことを知つた年月日

平成25年9月14日

4. 異議申立ての趣旨

異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める。

5. 異議申立ての理由

私本件異議申立人三国谷清一については、平成25年度7月分に係る水道料金・下水道使用料等納入通知書兼領収書に記載されている納入期限から29日目に督促状が発行されていますが、私以外の平成25年度分下水道使用料未納者については督促状が発行されていないようです。

平成25年9月13日に下水道総務課職員から電話で「三国谷さんの下水道使用料7月分が未納のようです」とのお知らせがありましたので、私はその職員に「平成25年度分下水道使用料未納者全員に電話で納付勧奨を行っている」のかを質問しましたところ「三国谷さんだけだと思います」とのこと。私を狙い撃ち的に滞納処分をしようとする不公平な差別的な取扱であることは明らかです。どうやら、青森市が下水道事業を開始して以来60余年、私以外に督促状を発行したことはないようです。

更にまた私は「中嶋下水道総務課長が下水道使用料の収支を明らかにして頂ければ、下水道使用料は今日これからでも柳川庁舎に納めに行きます。何時下水道使用料の収支を明らかにしてくれるのか、中嶋下水道総務課長に聞いてください。お願いします。」



としました。下水道総務課職員は黙して語らずでした。

中嶋下水道総務課長が下水道使用料の収支を明らかにして頂ければ、私は下水道使用料を直ちに支払います。私は青森市役所に謀反をしているではありません。私が、私達が、強制的に徴収されている下水道使用料の収支を質問することがそんなにも悪いことなのでしょうか。お酒を飲みに行って勘定が高ければ「お宅のビールは幾らなの」と聞くのは普通です。聞いてから払います。必ず払います。払わなければ無錢飲食です。飲食店に関しては利用者が店を選べますが、下水道はそういきません。青森市の独占です。中嶋下水道総務課長が説明できないのであれば相馬環境部長が説明をして下さい。

相馬部長は民生環境常任委員会で長々と議員に説明をしているのではありませんか。市議会議員には説明をするが一般市民には説明をしないというのでしょうか。市議会議員は理解力があり市役所職員に協力的であるが、一般市民というものは市役所職員の言い分をそのまま素直に理解しようとせず、反抗的・非協力的なので、説明は無意味だと思っているのでしょうか。

下水道使用料の賦課徴収は公平であるべきです。しかるに青森市の現状は不公平極まりなく、かつまた、下水道使用料の算定自体が違法の疑いがあります。そのような下水道使用料について差押・換価処分を前提とした本件督促状の発行は違法・不当な処分です。

#### 6. 処分庁の教示

「この督促状に不服がある場合には、この督促状を受け取った日の翌日から起算して30日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。」とこの督促状に書かれていきました。

#### 7. 行政不服審査法第25条第1項但し書きの規定による口頭の意見陳述の申立て

行政不服審査法第25条第1項但し書きの規定により口頭の意見陳述を申立てる。